

2025年度（令和7年度）

# 特定建築物 建築設備等 定期報告のお知らせ

R7.4.1Ver.

## 令和7年7月1日に 建築基準法が改正されます

建築基準法の告示が改正されます。

調査・検査項目の重複が解消される等、調査・検査内容が変更になりますので、ご注意ください。

その他、改正に関する情報は旭川市ホームページでもお知らせしていますので、ご確認ください。

(<https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/500/522/53901/5439009/d052886.html>)

旭川市 定期報告

検索

旭川市HPはこちら



※改正告示の内容は国土交通省ホームページをご覧ください。

[https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/jutakukentiku\\_house\\_tk\\_000096.html](https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/jutakukentiku_house_tk_000096.html)

### ◆定期報告制度

病院・ホテル・学校・店舗・飲食店のように不特定多数の人が利用する建築物若しくは、高齢者等の自力避難困難者が就寝用途で利用する建築物等（このような建築物を「特定建築物」といいます。）の所有者（所有者と管理者が異なる場合においては管理者）は、建築基準法第12条の規定により、建築物の敷地、構造、建築設備及び防火設備等の状況を建築士又は建築物調査員等に調査・検査させ、その結果を特定行政庁（旭川市内の特定建築物等については旭川市）に報告しなければなりません。

不特定多数の人が利用する建築物は、その建築物の構造・建築設備・防火設備等の不備欠陥により大きな災害につながるおそれがあるため、建築物の劣化状態や、防災上の問題を早期に発見し、危険を未然に防ぐ必要があります。

### ◆提出の時期（調査・検査日より3ヶ月以内に定期報告を提出してください。）

特定建築物	2025年(令和7年)4月1日から9月30日まで
建築設備 (換気・排煙・非常用照明)	
防火設備	
昇降機	2025年(令和7年)4月1日から2026(令和8年)年2月2日まで

◆定期報告が必要な特定建築物等

法別表	用途	次のいずれかに該当するもの	指定法令※1		報告時期
			政令※2	細則	
(1)	劇場、映画館、演芸場	①地階にある ※3 ②3階以上の階にある ※3 ③客席が200㎡以上ある ④集会室が200㎡以上ある ⑤主階が1階にない	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○	2026年度 (3年度毎)
	観覧場、公会堂、集会場	①地階にある ※3 ②3階以上の階にある ※3 ③客席が200㎡以上ある ④集会室が200㎡以上ある	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○	
(2)	病院、診療所（患者の入院施設があるもの）、児童福祉施設等（高齢者又は障害者等の就寝の用途があるもの）	①地階又は3階以上の階にある ※3 ②2階が300㎡以上ある ※4	○ ○	○ ○	2025年度 (3年毎)
	病院、診療所（患者の入院施設があるもの）、児童福祉施設等	3階以上の階にある ※3		○	
	病院、診療所（患者の入院施設があるもの）、児童福祉施設等（入所施設があるもの）	床面積の合計が500㎡以上ある		○	
	児童福祉施設等（入所施設がないもの）	床面積の合計が1,000㎡以上ある		○	
(2)	ホテル、旅館	①地階にある ※3 ②3階以上の階にある ※3 ③2階が300㎡以上ある ④床面積の合計が300㎡以上ある	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○	2027年度 (3年毎)
	共同住宅、寄宿舎（いずれも高齢者又は障害者等の就寝の用途があるもの）	①地階又は3階以上の階にある ※3 ②2階が300㎡以上ある	○ ○	○ ○	2026年度 (3年度毎)
	共同住宅、寄宿舎、下宿	3階以上の床面積の合計が100㎡を超え、かつ、床面積の合計が1,000㎡以上ある		○	
(3)	体育館（学校に附属しないもの）	①3階以上の階にある ※3 ②床面積の合計が2,000㎡以上ある ③床面積の合計が5,000㎡以上ある	○ ○ ○	○ ○ ○	2025年度 (3年毎)
	体育館（学校に附属するもの）、学校	①3階以上の階にある ※3 ②床面積の合計が5,000㎡以上ある	○ ○	○ ○	
	博物館、美術館、図書館（いずれも学校に附属しないもの）	①3階以上の階にある ※3 ②床面積の合計が2,000㎡以上ある	○ ○	○ ○	2027年度 (3年毎)
	ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場、スポーツの練習場（いずれも学校に附属しないもの）	①3階以上の階にある ※3 ②床面積の合計が2,000㎡以上ある	○ ○	○ ○	
	ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場、スポーツの練習場	①3階以上の階にある ※3 ②床面積の合計が2,000㎡以上ある	○ ○	○ ○	
(4)	百貨店、物品販売業を営む店舗	①地階にある ※3 ②3階以上の階にある ※3 ③2階の床面積の合計が500㎡以上ある ④床面積の合計が1,000㎡以上ある ⑤床面積の合計が3,000㎡以上ある	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○	毎年度
	展示場、待合	①地階又は3階以上の階にある ※3 ②2階の床面積の合計が500㎡以上ある ③床面積の合計が3,000㎡以上ある	○ ○ ○	○ ○ ○	
	キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、料理店、飲食店	①地階にある ※3 ②3階以上の階にある ※3 ③2階の床面積の合計が500㎡以上ある ④床面積の合計が500㎡以上ある ⑤床面積の合計が3,000㎡以上ある	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○	
	事務所その他これに類するもの	5階以上の床面積の合計が100㎡を超え、かつ、床面積の合計が1,500㎡以上ある		○	2027年度 (3年毎)

設備の種類	次のいずれかに該当するもの	報告時期
建築設備	特定建築物に設けた機械換気設備	毎年度
	特定建築物に設けた機械排煙設備	
	特定建築物に設けた非常用の照明設備	
防火設備 ※5	左表の指定法令が政令に該当する特定建築物に設けた随時閉鎖又は作動できる防火設備	
	病院、診療所（患者の入院施設があるもの）、児童福祉施設等・共同住宅・寄宿舍（いずれも高齢者又は障害者の就寝の用途があるもの）で床面積が200㎡を超える建築物に設けた随時閉鎖又は作動できる防火設備	
昇降機 ※6	エレベーター、エスカレーター、いす式階段昇降機、小荷物専用昇降機 ※7	

※1 政令は建築基準法施行令で定めるもの。細則は旭川市建築基準法施行細則で定めるもので、政令に該当するものを除く。

※2 建築基準法第6条第1項第1号以外に掲げる建築物及び避難階のみに当該用途がある場合を除く。

※3 当該用途の部分の床面積の合計が100㎡以下のものを除く。

※4 病院又は診療所にあつては、2階の部分に患者の入院施設があるものに限る。

※5 常時閉鎖式の防火設備、外壁開口部の防火設備及び防火ダンパーを除く。

※6 いずれもかごが住戸内のみを昇降するものを除く。

※7 テーブルタイプ（昇降路の出し入れ口が室の床面よりも50cm以上高いもの）を除く。

## ◆令和7年4月1日からオンラインによる報告の受付を開始しました（昇降機を除く）

インターネットを利用して提出するため、24時間提出が可能です。窓口や郵送での提出は不要ですので、ぜひご活用ください。オンライン報告ができない場合のみ、窓口・郵送で受け付けいたします。

## ◆提出書類

- 1 窓口・郵送による報告の場合の提出部数は**正本、概要書、受領証、各1部**です。（**副本は受付いたしません。**）
- 2 受領証の返却を郵送でご希望の場合は、返信用封筒等（住所、氏名を記入し切手を貼ったもの）を同封してください。
- 3 **オンライン報告の場合は専用の様式で提出してください。**（旭川市ホームページからダウンロードできます。）
- 4 **令和7年7月1日に建築基準法が改正されますので、最新の様式は旭川市ホームページをご確認ください。**

特定建築物	昇降機
①定期調査報告書（第三十六号の二様式） ②調査結果表（別記）【特定建築物】 ③調査結果図（別添1様式） ④関係写真（別添2様式） ⑤定期調査報告概要書（第三十六号の三様式） ⑥ <b>定期調査報告書受領証（特定建築物）※窓口・郵送の場合</b>	①定期検査報告書（第三十六号の四様式） ②検査結果表（別記第一号から第六号）【昇降機】 ③関係写真（別添1から2様式） ④定期検査報告概要書（第三十六号の五様式） ⑤ <b>定期検査報告書受領証（昇降機等）※旭川市に直接提出する場合</b> ※（一財）北海道建築指導センター経由で報告する場合は、同センターの指定する方法により報告してください。
建築設備	防火設備
①定期検査報告書（第三十六号の六様式） ②検査結果表（別記第一号から第三号） 【換気設備・排煙設備・非常用の照明装置】 ③測定表等（別表1から4） 【換気設備・排煙設備・非常用の照明装置】 ④関係写真（別添様式） ⑤定期検査報告概要書（第三十六号の七様式） ⑥ <b>定期検査報告書受領証（建築設備）※窓口・郵送の場合</b>	①定期検査報告書（第三十六号の八様式） ②検査結果表（別記第一号から第四号） 【防火扉・防火シャッター・耐火クロススクリーン・ドレンチャーその他水幕を形成する防火設備】 ③検査結果図（別添1様式） ④関係写真（別添2様式） ⑤定期検査報告概要書（第三十六号の九様式） ⑥ <b>定期検査報告書受領証（防火設備）※窓口・郵送の場合</b>

## ◆調査・検査資格者

有資格者による調査・検査が必要です。調査資格者・検査資格者は下表とおりです。

※ 調査・検査者が建築士の場合は、定期検査報告書等に、必ず建築士事務所登録番号を記載してください（建築士法第23条により、建築士が報酬を得て建築物に関する調査を行う場合は、建築士事務所登録が必要です。）。

	特定建築物の調査	建築設備の検査	防火設備の検査	昇降機・遊戯施設の検査
一級又は二級建築士 ※	○	○	○	○
建築物調査員	○	×	×	×
建築設備等検査員	×	○	×	×
防火設備検査員	×	×	○	×
昇降機等検査員	×	×	×	○

下記の機関では、定期報告の調査者及び検査者の選定等の相談に応じています。詳しいことは直接お問い合わせください。

○特定建築物・建築設備・防火設備

（一社）北海道建築士事務所協会旭川支部 （電話 0166-22-8894）  
旭川市9条通12丁目 ハタケヤマビル6階

○昇降機・遊戯施設

（一財）北海道建築指導センター （電話 011-241-1895）  
札幌市中央区北3条西3丁目1番地 札幌北三条ビル8階



## ◆維持保全の必要性

建築物の所有者又は管理者は、建築基準法第8条の規定により、その建築物の敷地、構造及び建築設備を常時適法な状態に維持するよう努めなければなりません。

建築物は老朽化や消耗により、耐久性や安全性が著しく低下します。必要な設備が作動しなかったり、円滑に避難ができない状態では、災害が拡大し人命に危害を及ぼすおそれがあります。定期報告により発見された問題を改善し、維持管理につなげていくことが所有者・管理者の責務です。

## ◆定期報告の提出先（お問い合わせ先）

【窓口・郵送】 旭川市建築部 建築指導課

〒070-8525

旭川市7条通10丁目 第二庁舎3階

電話 0166-25-8597（建築指導課直通）

E-mail kenchikusidou@city.asahikawa.lg.jp

【オンライン提出】

